

## 利用促進部会の設置について

### 1 部会の設置

- (1) 次世代高度ネットワーク推進会議(以下、推進会議と表記)の活動を効果的に推進するため、利用促進部会を設置する(別紙参照)。
- (2) 本部会においては、部会長1名および副部会長若干名を置く。
- (3) 部会長は推進会議会長が指名する。また、副部会長は部会長が指名する。

### 2 利用促進部会について

#### (1) 活動内容

- ア 産・学・官・地域と連携した、JGN の利活用促進と研究開発の活性化の検討
- イ 地域協議会との連携等、産・学・官・地域との連携に関する具体的な促進方策の検討
- ウ その他 JGN の利活用促進に関する検討

#### (2) 構成

本部会は、地域協議会の関係者をはじめ、推進会議の目的に賛同し、かつ本部会において積極的に活動する意思のある個人及び法人から構成する。

#### (3) 組織・運営

- ア 本部会は部会長が召集し、主宰する。また、副部会長は部会長を補佐し、部会長不在のときはその職務を代行する。
- イ 本部会は、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

#### (4) その他

- ア 上記の他、本部会の運営に必要な事項は部会長が定める。
- イ 本部会の活動状況及び検討結果については、推進会議に報告する。

# JGN 推進体制における利用促進部会の位置づけ

